

## 役員報酬に関する基本方針

当行は、当行の取締役および執行役員に対する報酬（以下、「役員報酬」という）に係る基本的な方針を定めております。

### □基本的考え方

役員報酬は、当行の企業理念の下、経営の基本方針に基づき様々なステークホルダーの価値創造に資する経営の実現と当行の持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を図るため、役員が役割を最大限発揮するためのインセンティブとして機能すると同時に、役員が果たすべき責任やその成果に対する対価として支給するものとする。

### □役員報酬制度

1. 個人別の役員報酬の内容は、予め定めた役員報酬制度に従って決定する。
2. 役員報酬制度は、水準（基準となる金額）、構成（固定、変動等）、内容（金銭、株式等）および支給方法（定期支給、退任時支給等）等に関わる体系及び規程等を含むものとする。
3. 役員報酬制度は、役員報酬に係る規制・ガイドライン等を遵守して設計するものとする。
4. 役員報酬制度は、当行の業績に加え、経済・社会の情勢等を反映できる内容とし、同業者を含む他社の事例も参照した上で適切な制度を設計する。

### □ガバナンス

1. 役員報酬の客観性、妥当性および公正性を実効的に確保するため、本方針、役員報酬制度の設計ならびに取締役および執行役員の個人別の役員報酬の内容等、重要事項については、指名・報酬等諮問委員会の審議を経て、取締役会において決定する。
2. 指名・報酬等諮問委員会の委員は、原則として、独立社外取締役、代表取締役頭取（CEO）、代表取締役副頭取（COO）で構成し、その過半数は独立社外取締役とする。また委員長は独立社外取締役とする。

### □開示

役員報酬の透明性を実効的に確保するため、本方針、役員報酬制度および決定した役員報酬の内容等については、適法且つ適正に、適切な媒体を通じて開示を行う。

### □改廃

本方針の改廃は取締役会の決議による。

- 2022.4.1「ガバナンス委員会」の改組に伴い、「指名・報酬等諮問委員会」に名称変更。